

第 8 1 号 議 案

新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例

新宿区国民健康保険条例（昭和 34 年新宿区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 26 条」を削り、「第 27 条」を「第 26 条」に、「第 29 条」を「第 28 条」に改める。

第 9 条の 2 中「第 52 条」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 3 中「第 52 条の 2」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 4 中「第 53 条」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 5 中「及び第 54 条の 3 第 3 項から第 5 項」を「並びに第 54 条の 3 第 4 項及び第 7 項から第 9 項」に改める。

第 9 条の 6 中「第 54 条の 2」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 25 条を削る。

第 26 条の見出しを「（規則への委任）」に改め、同条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に、「ついて」を「関し」に、「区長が」を「新宿区規則で」に改め、第 7 章中同条を第 25 条とする。

第 27 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは」を「又は」に、「し、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「した」に改め、第 8 章中同条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とし、第 29 条を第 28 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にする行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため